

令和3年第2回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

1. 招集年月日 令和3年3月1日（令和3年2月18日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和3年3月1日（月） 午前9時30分
 散会 午前11時18分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
教 育 長	土居 達也				
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和3年第2回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年3月1日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解について (車輛の損害))

報告第2号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解について (車輛の損害))

報告第3号 例月現金出納検査結果報告について

報告第4号 令和2年度定期監査報告について

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 議案の上程、説明

議案第6号 指定管理者の指定について
(堆肥化処理施設 (茅場処理場) の指定管理者の指定)

- 議案第 7 号 指定管理者の指定について
(堆肥化处理施設(基幹処理場)の指定管理者の指定)
- 議案第 8 号 指定管理者の指定について
(育苗施設の指定管理者の指定)
- 議案第 9 号 指定管理者の指定について
(農林水産物集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定)
- 議案第 10 号 指定管理者の指定について
(木質バイオマスチップ製造施設の指定管理者の指定)
- 議案第 11 号 指定管理者の指定について
(青少年旅行村の指定管理者の指定)
- 議案第 12 号 指定管理者の指定について
(三江線鉄道公園の指定管理者の指定)
- 議案第 13 号 指定管理者の指定について
(阿須那公民館戸河内分館の指定管理者の指定)
- 議案第 14 号 邑南町課設置条例の一部改正について
- 議案第 15 号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について
- 議案第 16 号 邑南町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 議案第 17 号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 18 号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第 19 号 邑南町斎場条例の一部改正について
- 議案第 20 号 邑南町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 21 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 22 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 23 号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について

- 議案第 24 号 邑南町日本一の子育て村推進基金条例の一部改正について
- 議案第 25 号 邑南町研修施設条例の一部改正について
- 議案第 26 号 邑南町香賓館条例の廃止について
- 議案第 27 号 邑南町地域福祉基金条例の廃止について
- 議案第 28 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 29 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 30 号 町道路線の廃止について
- 議案第 31 号 町道路線の認定について
- 議案第 32 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 33 号 令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 1 4 号について
- 議案第 34 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 35 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 36 号 令和 2 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 37 号 令和 2 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 38 号 令和 2 年度邑南町水道事業会計補正予算第 5 号について
- 議案第 39 号 令和 3 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 40 号 令和 3 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 令和 3 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 42 号 令和 3 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 43 号 令和 3 年度邑南町下水道事業特別会計予算について

議案第 44 号 令和 3 年度邑南町電気通信事業特別会計予算について

議案第 45 号 令和 3 年度邑南町水道事業会計予算について

日程第 9 請願文書表

請願第 1 号 Suimei Mega Solar Park 建設に伴う下流水路の改修に関する請願について

令和3年第2回 邑南町議会定例会（第1日目） 口述書

【令和3年3月1日（月）】

—— 午前 9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

開会宣告・開議宣告

●山中議長（山中康樹） ただ今から、令和3年第2回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりでございますので御覧いただきたいと思っております。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。13番石橋議員、14番三上議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

●山中議長（山中康樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月1日から3月12日の12日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月1日から3月12日の12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 町長施政方針

●山中議長（山中康樹） 日程第3、町長施政方針。これより町長に施政方針を行っていただきます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 令和3年第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、提案いたします令和2年度補正予算案及び令和3年度当初予算案、条例案、その他の諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げ、町民の皆様をはじめ、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。本町の令和3年度当初予算は、『誰ひとり取り残さない、人とつながり支え合う町づくり』をテーマとし、1. 地区別戦略などの取り組みへの町民の参画を拡大する、2. 官民協働で移住を促進し定住を支援する、3. 子ども一人一人に向き合い、健やかな成長と学びの機会を保障する、4. 活力と魅力あふれる産業をつくる、5. 誰もが生涯元気なまちをつくる。この5つの重点項目を中心に施策を展開し、地域の課題に向き合い、コロナ禍の打撃で経営難に追い込まれている事業者や、生活困窮者にも支援が行き届き、一人も取り残さない、人とのつながりを誰もが実感できるまちづくりを進めてまいります。はじめに、新型コロナウイルス感染症対策の状況について申し上げます。政府は、首都圏、関西圏を中心に再び感染が拡大し、医療供給体制がひっ迫する地域が生じたことから、1月8日から11都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、2月2日には栃木県を除く10都府県について、3月7日まで期間延長をされたところです。その後、首都圏以外の6つの府県では2月28日をもって緊急事態宣言が解除されましたが、依然として予断を許さない状況が続いています。島根県においては、昨年12月以降、断続的に新規感染者が発生しておりますが、積極的疫学調査を迅速かつ確実に実施され、感染拡大の防止に全力で当たって頂いております。またPCR検査体制についても、県内全域で迅速に検査できる体制整備が進められている状況でございます。次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制について申し上げます。町内医療機関の負担軽減と効率的な実施の必要性から、各地域において集団接種により実施する予定としています。また、町内すべての医療機関に御協力いただけることとなり、大変心強く思っております。優先接種対象である、65歳以上の高齢者のみなさまが4月中旬から接種できるよう、医療機関との調整や、ワクチン接種体制を構築してまいります。また、この度のワクチン接種については、有効性・効果・副反応等、不安に思っておられる方が多いと思いますので、ケーブルテレビ・町広報・チラシ等による周知を行い、より多くの方に安心して接種いただけるよう取り組んでまいります。次に、予算の概要について御説明申し上げます。喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策としては、令和2年度第13号補正で予算計上されている新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を、一部令和3年度へ繰り越し、切れ目なく準備と接種体制の確保を進めます。また、令和2年度に配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、医療福祉従事者確保、ICTを活用した有害鳥獣捕獲対策、香木の森公園施設改修などを実施します。感染拡大防止のほか、ポストコロナ社会に向け、最新技術の導入による課題解決や、落ち込み著しい観光業を回復し、地域経済の好循環を実現します。将来にわたる町の発展の礎を築く大型事業ですが、邑智郡総合事務組合のごみ処理施設整備は、令和3年度で完了する予定です。公立邑智病院本館棟建て替えは令

和3年度で実施設計が完了します。道の駅瑞穂整備、石見中学校建設、邑学館整備は、準備が整い次第実施設計等に着手します。以上の結果、令和3年度当初予算案では、一般会計は合計123億2,000万円で、前年度当初予算と比較しますと1億3,150万円の減額となり、率にして1.1%の減となっております。特別会計は、国民健康保険事業特別会計が13億7,100万円で、5.1%の減、国民健康保険直営診療所事業特別会計が1億100万円で1.0%の増、後期高齢者医療事業特別会計が3億9,500万円で0.3%の増、下水道事業特別会計が9億2,800万円で5.8%の減、電気通信事業特別会計が4億700万円で26.1%の減となっています。一般会計、特別会計を合わせた合計額は155億2,200万円で、対前年度比では2.5%の減となっております。歳入でございますが、令和3年度は財政調整基金の取り崩しをせず、予算編成を行うことができました。しかしながら、本町の財政状況は、経常収支比率や実質公債費比率が高く、引き続き厳しい状況にあります。現在進めている大型事業の起債の償還が本格化すると、財政の硬直化や公債費が更に財政を圧迫する状況が進むと懸念しています。事務事業や公共施設の管理運営等の見直しなど、将来に向け持続可能な財政基盤を構築すべく、行財政改善計画を着実に実行して行かなければなりません。続いて、当初予算に盛り込みました主要な施策について、令和3年度予算編成方針重点項目に沿って、順次、御説明申し上げます。はじめに、重点項目1、地区別戦略などの取り組みへの町民の参画拡大について申し上げます。はじめに、地区別戦略発展事業についてでございます。邑南町地区別戦略発展事業は、令和2年度から令和6年度までの5年間にかけて、人口に限らず賑やかな地域につなげることを目的とした住民主体の地域づくり事業です。中長期的に人口減少・少子高齢化が進むことを踏まえた戦略の策定に取り組み、世代交代を織り込んだ20年後の地域につなげることを、地区別戦略発展事業の主要テーマに位置付けています。各地区の戦略策定においては、サロン運営による福祉の維持、若手参画による地域運営の見直しなど、多様な戦略策定が進んでおり、令和3年度からの地区別戦略の実践に併せ、拠点整備に関わるコンペティション事業も実施し、ハード整備による各地区の戦略の推進を図る予定としております。令和3年度からのコンペティション事業においても、地域資源の利活用、運営に必要な法人化が想定され、地域づくりの推進における加速が期待できます。また、矢上高校との協働によりこの課題解決を図り、より深い戦略の推進を目指してまいります。次に、羽須美地域で取り組む「小さな拠点づくり」事業の状況について申し上げます。羽須美地域では、令和2年度から令和6年度までの5年間、島根県の「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業の採択を受け、事業に取り組んでいるところです。今年3月末に策定予定の計画では、高齢者の移動や買い物などの仕組みづくり、住民同士が助け合う有償ボランティア制度、出身者を含む関係人口とのつながりの強化への具体的な方針を盛り込むこととしております。この計画に基づき、令和3年度は、ソフト事業を中心に事業実施してまいります。具体的には、口羽地区や阿須那地区へのバスターミナル機能について整備構想を策定し、令和4年度以降に県の助

成金を原資とし、地域住民のニーズを見極めながら、ハード整備を進めて参りたいと考えています。また、有償ボランティア制度に向けた資機材の購入、デマンド交通の拠点における買い物支援サービス、関係人口のつながりを深めるための広報などを進めてまいります。また、昨年12月、阿須那地区に「あすな地区応援隊」が、住民有志によって設立されました。さらに、デマンド交通などの業務を担うNPO法人はすみ振興会を含めて、羽須美地域の持続可能な仕組みづくりについて、地域みらい課羽須美振興推進室を中心に支援してまいります。併せて三江線廃線後も鉄道資産として活用されている旧宇都井駅については、今後、観光客や来訪者の往来が予想されますので、現在の老朽化したトイレの改修を行う事としております。続いて、重点項目2、官民協働で移住を促進し定住を支援する。について申し上げます。はじめに、移住・定住に関する新たな取り組みについて申し上げます。平成22年度から開設している「邑南町UIターン住宅相談センター」を「邑南町住宅相談センター」として改編し、官民連携して住宅の確保を推進し、希望者への相談や紹介等の業務を協働して推進する体制を構築しました。特に空き家バンクについては、専門知識を有する宅地建物取引業者と協働し、空き家の流動化につながるよう情報提供を推進してまいります。併せて、民間賃貸住宅建設補助事業による賃貸住宅の建設を促進し、町内に住まいを求める方々のニーズに対応できるよう努めてまいります。また、コロナ禍で地方への移住を検討する方が増える中で、邑南町でも情報発信に力を入れていく必要があります。令和2年度に定住情報サイトをリニューアルしましたので、邑南町の暮らしや移住情報を定期的に発信し、邑南町での暮らしぶりに共感された方の移住を促進してまいります。次に、特定地域づくり事業協同組合について御説明申し上げます。この制度は、中小企業等協同組合法に基づき、知事の認定を受けた事業協同組合が、組合運営費を国及び市町村から受けることができるものです。昨年、制度説明会を実施し、6つの事業者と共に事業協同組合設立に向け、派遣先の業務内容の整理や賃金体系など具体的な内容について協議を進めております。今後、実際の運営に向け手続きを進めてまいります。続いて重点項目3、子ども1人1人に向き合い、健やかな成長と学びの機会を保障する。について申し上げます。はじめに、日本一の子育て村を目指す新年度の取り組みについて申し上げます。「日本一の子育て村基本構想」は、令和2年度で計画期間の10年目を迎え、この構想の効果について、島根県中山間地域研究センターとの共同で検証を行い、18歳未満人口は減少傾向にあるものの、将来人口推計は大幅に改善しているとの検証結果を得ております。一方で、核家族化や共働きの増加、通勤圏の拡大という状況から家庭の子育てに掛けることができる時間というのは減少していることもわかりました。こうした課題解決に向け、構想のキーワードである「地域で子育て」のとおり、地域ぐるみで子育て環境や、子どもたちが成長できる場を作っていく必要があると考えております。令和3年度には、邑南町の子育ち・子育てに関わるすべての方々の共通理念となる条例づくりに取り組んでまいります。また、住民の皆さまとの共通理解を深めるために、無作為に抽出した方を参加対象とする住民会議を開

催し、これまで町政に関わりが少なかった方が町政へ参加してもらえる仕組みづくりに取り組んでまいります。次に、矢上高校の振興について申し上げます。島根県教育委員会が令和4年度までに、県内の全ての県立高校に設立を目指している魅力化コンソーシアムについては、矢上高校とともに令和2年度中の設立を目指し準備を進め、本日、設立する運びとなりました。このコンソーシアムにより、町内の諸団体や大学、島根県教育委員会と連携し、地域全体で支援する体制を構築し、魅力化事業を高校とともに進め、引き続き、地元中学生に加え、町外・県外の中学生にも魅力的な高校となるよう一層努めてまいります。また、新年度から矢上高校の通学環境の整備のため、バス通学定期券の購入費助成を拡大し、矢上高校にバス通学する全生徒を対象として、通学環境を充実してまいります。また、矢上高校寄宿舎等では、ほぼ定員となる生徒が在籍しており、令和3年度に「邑学館 新館別棟」の整備事業に着手する事としており、使用開始となるのは、令和5年度からになる見込みでございます。次に、子ども健康サポートネットワーク事業の推進について申し上げます。邑南町では、子どもたちが抱える健康課題を解消し、健やかな成長を促進することを目的に、島根大学医学部小児科、邑智病院小児科、島根県、町内小中学校、保育所などの関係機関とともに、町全体として小児医療と連携したネットワークを構築しております。令和2年度はアレルギーをテーマに取り組みましたが、令和3年度も関係機関と優先課題を検討し、解決に向け連携しながら取り組んでまいります。続いて重点項目4、活力と魅力あふれる産業をつくる。について申し上げます。はじめに、ブドウ神紅の産地化について申し上げます。令和2年度は、神紅の産地化に向けたスタートの年であり、70aの神紅栽培用リースハウス整備を行い、令和3年度は、さらに1haの神紅栽培用ハウスの整備を計画しております。また、ブドウ栽培により新規就農を目指すアグサポ隊については、令和3年4月から新たに4名を任命し、令和2年4月から研修をしている5名と合わせ、合計9名体制になります。このアグサポ隊の研修に併せ、新年度からは、町内農業者の神紅栽培への参入も進めていきたいと考えており、産地化を目指した施設整備や環境整備を推進してまいります。次に、地域特性に応じた農業振興について申し上げます。道の駅瑞穂再整備に併せて、産直市への出荷農家への支援を進めていきたいと思っております。高齢化などにより出荷農家数や出荷量の減少が懸念されており、新たに産直市へ出荷する農家の確保、これまで以上に出荷量を増やそうとする農家に対し、農産物の生産資機材などの導入を支援し、出荷量の確保を目指し、出荷体制の強化を図ってまいります。次に、スマート農業について申し上げます。本年度の新型コロナウイルス感染症対策により、国の経営継続補助金や、県の農林水産業収益向上緊急支援事業などが実施され、邑南町も農林水産応援事業を実施させていただきました。それぞれ農業者の前向きな取り組みがあり、作業の省力化や負担軽減、非接触化などが進められたことにより、町内農業者の作業環境はかなり改善されたのではないかと考えております。今後、さらにスマート農業を推進し、農業の担い手確保に努めてまいります。次に有害鳥獣対策について申し上げます。本年度は有害鳥獣捕獲

班の皆さんの捕獲活動により、例年より約200頭多くイノシシが捕獲されております。引き続き被害から農作物を守るため、捕獲奨励金事業を実施してまいります。ニホンジカは、有害鳥獣捕獲と平行して、本年度同様、国や県の捕獲事業を実施してまいります。ニホンザルにつきましては、新たな取り組みとして、町内の野猿対策組織の活動支援として、有害鳥獣捕獲と併せて、生息調査費や捕獲檻の管理経費などを組織に対して支援したいと考えております。また、捕獲班だけではなく、集落全体で有害鳥獣捕獲に取り組んでいただくため、捕獲檻やICT捕獲通知装置の購入補助、わな免許の新規取得費補助など、集落に対し支援してまいります。次に農福連携について申し上げます。先般、町内の社会福祉法人や県立石見養護学校、農業者、JA、県央普及部の皆様に御参加いただき、役場福祉課、地域みらい課、農林振興課とともに農福連携等推進会議を開催いたしました。今後、邑南町農福連携等推進協議会を立ち上げ、農福連携の取組方針や関係機関の相互連携、農福連携等推進のためのビジョン策定や、コーディネーターの育成など、地域資源を生かした推進体制を整備してまいります。次に、森林環境譲与税による森林整備、林業従事者の確保等の推進について申し上げます。森林環境譲与税は、新年度も本年度同様に、3千496万4千円が譲与されることになっております。譲与税を活用した事業としましては、森林経営管理制度の推進体制整備のほか、私有林における保育間伐、広葉樹等の植栽、集落周辺の里山林整備への支援、効率的な森林整備を進めるために不可欠な路網整備を支援してまいります。また、林業従事者の確保のため、新規就労者や新規就労者を雇用する事業者に対する支援、技術の向上に向けた研修会などへの支援をしてまいります。さらに、木材などの森林資源の利用促進を図っていくため、木材流通システムの検討や、木質バイオマスの利活用などを支援してまいります。次に、邑南町しごとづくりセンターを核とした町内事業者の支援について申し上げます。令和2年度の相談件数につきましては、令和2年4月から令和3年1月末までの10か月で585件の相談があり、目標の2倍に達する件数でした。具体的な成果につきましても、適宜御報告をさせていただいておりますが、しごとづくりセンター開設後3年が経ちましたので、成果レポートを作成し広く周知していく予定です。このように、しごとづくりセンターも一定の成果が上がってきておりますが、更に事業者支援を推進するために、令和3年度からは、しごとづくりセンターの運営を、邑南町商工会に業務委託する予定にしており、新たな支援体制を構築することで事業者支援を更に強化してまいります。次に、邑南町観光ビジョンの推進と、関係人口案内所の運用について申し上げます。令和2年度に策定した「邑南町観光戦略」では、観光を中心とした交流人口にとどまらず、地域と深く関わりをもつ関係人口を、観光事業に取り入れる仕組みづくりを軸としています。令和2年度には、関係人口とともに地域課題の解決に取り組む「新しい観光の学校」という担い手育成講座を行い、地域課題の解決と、関係人口創出に取り組みました。この講座受講生13人が関係人口創出の新たな担い手となり、関係人口案内所として邑南町と、関係人口の架け橋となってくれるものと考えています。令和3年度においても第2期「新しい観光の学校」を行うことにより、

邑南町観光ビジョンの推進と、関係人口創出の窓口となる関係人口案内所の担い手育成に努めてまいります。加えて、関係案内所の運用として、株式会社ぐるなびとの連携協定を活かし、関係人口と関係案内所をつなぐ情報発信の取り組みを強化してまいります。続いて重点項目5、誰もが生涯元気なまちをつくる。について申し上げます。はじめに、子どもから大人まで参加できる「プログラミング公営塾」についてでございます。今後プログラミングは、小中高で必修化になるとともに、生活の場面では、ドローンによる圃場管理や散布作業、スマホやICカードによる電子決済の導入、AIを活用したモノづくりといった様々な情報通信技術が導入されはじめています。こうした状況を踏まえ令和3年度から、邑南町では、もっと「知りたい」「学びたい」という気持ちや意欲を高め、共に学び合い、創出する場として「子どもから大人まで参加できるプログラミング公営塾」を定期開催する事とします。こうしたプログラミングコミュニティを通して、情報通信技術をうまく利活用できる人材の育成、新たな付加価値の創出を目指してまいります。次に、健康づくりや介護予防における地域や事業者、町の役割の整理と事業の再構築について申し上げます。令和2年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業を実施する中で、青壮年期から高齢期に至るまで、切れ目なく健康づくりや介護予防が実践できる体制づくりを目指しております。令和3年度は、より多くの方にスクリーニングを実施し、フレイルをより早期に発見し、必要な支援に結びつけること、身近な地域で行っている通いの場を、フレイル予防を主眼に置いた住民主体の通いの場に再構築すること、庁内関係課で行っている健康づくり・介護予防事業の検討を事業所も含めた検討の場に拡大すること、などに取り組んでまいります。また、「地域包括ケアシステム」では、各公民館単位の町民主体で立ち上げていただいた地域支え合い会議において、高齢者への生活支援などの支え合いの取組の検討が進められています。3年間の検討期間を迎える地区もあることから、社会福祉協議会など関係機関とともに、検討内容を具体化してまいります。これら各地区での取組の支援のためにも、引き続き、各種介護予防事業を展開してまいります。特に令和3年度では、高齢者の配食事業を見直し、安否確認を含めた食の確保の充実を図ってまいります。次に、共生社会づくりの推進について申し上げます。「地域共生社会づくり」については、複合的な課題にも対応できる包括的な支援体制を整備することが、昨年の社会福祉法の改正により市町村において努力義務化されたこともあり、地域の誰もが世代、属性にかかわらず、断らない相談や支援を受けられる体制を整備するため、関係機関とも協議し、その具体的な検討を進めてまいります。その中でも複合的な課題が多い、ひきこもり状態にある方や、生活困窮者への支援については、新たな社会資源の開拓も含め、関係事業や機関との連携を一層深め取組んでまいります。最後にその他の方針を申し上げます。はじめに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について申し上げます。令和2年度から5年間の実行計画である「第2期邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」で掲げる事業にもSDGsの考えを取り入れ、誰ひとり取り残さず、まちの将来を切り拓く一員として活躍できる共生社会の実現を目指し、テーマであ

る「多様な力で地域の未来を拓く」まちの実現に向けて取り組みを始めているところであり、特に環境分野への取り組みを強化してまいります。このような点を踏まえ、本議会で「邑南町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、併せて自治体新電力の設立について申し上げます。近年、二酸化炭素排出量の増加により、地球温暖化が進行し、世界中で、これが原因とみられる気候変動や異常気象が起きており、邑南町でも例外なく深刻な自然災害の発生リスクを負っています。今後、二酸化炭素排出量の増加に歯止めをかけなければ、更なる自然災害の頻発・激甚化が予測され、もはや対岸の火事ではなく、問題解決の当事者として認識すべき課題となっています。邑南町が世界の一員であるという自覚の下、自然災害から我々の生命と財産を守るため、2050年までに全体として二酸化炭素排出量を実質ゼロとし、脱炭素社会への移行に取り組む必要があります。そうしたことから邑南町としても脱炭素社会の実現を目指す取り組みを進めることを決意し、今議会において「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、決意を表明する所存でございます。そして、「邑南町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、脱炭素社会への移行を進めていくため、エネルギーの「創る」と「使う」を結びつけるエネルギーの地産地消の実現と、これまで町外に流出していた電力料金を町内で還流させることによる、地域内経済循環を確立するため、民間事業者と共同で自治体新電力会社の設立を目指してまいります。次に、減災・防災について申し上げます。令和3年2月24日付けで島根県によるレッドゾーンの指定が行われました。これにより移転等に係る県の補助金活用も可能となります。邑南町としては既に指定済みであったイエローゾーンを含め、土砂災害等の危険性についての情報提供に努めるほか、令和2年度未完了予定の防災無線のデジタル化に併せて実施しております防災情報伝達システム整備事業により、防災無線だけでなく、ケーブルテレビやスマートフォン等複数の伝達手段を活用し、より早く正確な情報伝達が行えるよう努めてまいります。ハザードマップについても、今年の出水期までにはパソコンやスマートフォン等で御確認・御利用頂けるよう整備する予定です。各地区公民館でもフリーWi-Fiが整備され、安心して御利用頂けます。自主防災組織や防災士の皆さんに御協力いただきながら、これらの情報を有効活用していただけるよう努めてまいります。次に、デジタルトランスフォーメーションの推進について申し上げます。まち・ひと・しごと創生総合戦略では教育、商工観光、農林業や交通などの各分野において様々な情報通信技術の活用策が掲げられています。コロナ禍の影響により、国のデジタル庁設置にむけ、情報通信技術活用に向けた施策が、各自治体への支援策を含め総合的かつ強力に推進される見込みであります。国が令和2年12月に示した自治体DX推進計画によると令和7年を目指し行政手続きのデジタル化が進められるとともに、日常生活の様々な場面でデジタル化が進み、私たちの生活を大きく変えると思われれます。これら変革の将来像を的確にとらえ、町民の皆さんと共有しつつ行政組織の見直しを含め総合的な対策を講じる必要があることから、「情報みらい創造課」を新設し、デジタル化への対応と情報政策を一元的に推進してまいります。次に、邑南町地域医療構想について申し上げます。現在、町民誰もが住み慣れた地域で安心して必

要な医療が受けられるよう、将来を見据えた医療提供体制の指針となる「邑南町地域医療構想」の策定を進めております。完成は令和3年9月末を予定しており、完成後はこの構想に基づき必要な医療機能を継続的に確保していくため、島根県、島根大学医学部、公立邑智病院、町内診療所、関係医療機関・福祉団体等との連携強化を図るとともに、地域医療を支える医師をはじめとした医療福祉従事者等の人材確保・育成について、より一層取り組んでまいります。次に、新可燃ごみ共同処理施設等整備計画について申し上げます。令和3年度は最終年度となり、工期については、新可燃ごみ共同処理施設が令和4年3月20日、一般廃棄物処理最終処分場が令和4年3月25日としています。いずれも令和4年度供用開始の予定で、これらの計画に基づく事業費の負担金につきまして、引き続き令和3年度予算に計上しております。また、既設の可燃ゴミ焼却施設につきましては、令和2年度をもって起債の償還が終了することと、新施設の試運転が予定されているため、一部の経費が減額となっております。次に、建設関係の事業について申し上げます。道路管理者と町が一体型として整備する、道の駅瑞穂再整備事業ですが、令和3年度におきましては、施設運営の中核となる指定管理予定者と、施設機能及び維持管理や運営手法について検討を行い、官民連携のもとに関係機関及び町民の皆さまの御協力をいただきながら、開設準備を進めてまいります。国道整備事業ですが、主要地方道甲田作木線は、日南川工区に加え、新たに西之原工区に事業着手していただく予定でございます。このほか国道261号の臼谷工区や主要地方道浜田作木線 高見工区・吉原工区、仁摩邑南線 荻原工区、田所国府線 市木工区についても、工事を継続実施頂く予定でございます。河川改修事業の出羽川 三日市工区や吉時工区は、引き続き護岸改修工事を実施していただく予定でございます。県営農業農村整備事業につきましては、新たに防災重点ため池の耐震性向上のための、ため池整備事業として、中南ため池の整備に着手していただきます。このほか継続事業としまして、県営中山間地域総合整備事業や農道整備事業により、農地や農業用施設の整備を行っていただく予定でございます。県営林道整備事業でございますが、林業専用道開設事業として実施していただいております、岩屋徳前線に加えまして、新たに皆井田円の板線の事業に着手していただきます。また、県営林道開設事業の三坂小林線につきましては継続して実施していただく予定となっております。続いて、町の事業について申し上げます。町道の整備事業につきましては、落石対策、町道橋を中心とするインフラ長寿命化対策、通学路の安全対策を重点に事業を進めます。具体的には、町道青笹線や日南川上田線の災害防除事業、茅場橋や大向橋の橋りょう修繕工事を実施する予定でございます。また、改良事業としまして和田線や荻原高水線など5路線を実施する予定でございます。公営住宅の整備でございますが、高原に公営住宅1戸を建設する予定でございます。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険税につきまして、令和3年度は、被保険者の減少や新型コロナウイルス感染症の影響と、税制改正による所得額の減少等により国保税の収入は減少すると見込んでおります。このため、当初予算では、基金を取り崩して予算編成を行っております。なお、保険税率につきましては2年

ごとに見直しを行っており、令和3年度はこの見直しの年度となっております。しかしながら最近、島根県への納付金額の算定の基礎となる医療費が、医療機関への受診控えが原因と思われる、明らかな減少が見られますので、その動向及びこれから決定される交付金の配分等を推察し、7月の本算定に向けて保険税率の改定を検討していきたいと考えております。次に、国保直営診療所事業について申し上げます。阿須那診療所ほか3診療所においては、引き続き感染症対策をとりながら、かかりつけ医として地域に密着した診療を担ってまいります。矢上診療所については令和2年4月に常勤医師が着任し、7月からは隔週土曜日診療を開始しまして、地域に浸透してきたところです。引き続き島根県や関係機関の御協力をいただきながら、より良い診療体制を整えてまいります。また、令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できることから、矢上診療所において顔認証付きカードリーダーによる資格確認を行うため、システム改修等を令和3年度当初予算に盛り込んでおります。次に、後期高齢者医療事業について申し上げます。邑南町は、令和2年度から国民健康保険の保健事業と高齢者の保健事業をつなぎ、介護予防との一体的な実施事業に県下でもいち早く取り組んでおります。令和3年度は、対象地域を増やして2地域で事業を実施することで、地域の方々とともにフレイル予防に取り組めます。また、後期高齢者健診通知に併せて、質問票によるスクリーニングを実施し、高齢者の心身の多様な課題に対し、保健と福祉が連携を図りながら、よりきめ細やかな支援対策に取り組んでまいります。次に、上下水道事業について申し上げます。まず、下水道事業についてですが、令和6年4月1日地方公営企業法適用化に向けて、令和3年度から3年間かけて準備を行っていきます。令和3年度は、農業集落排水施設のほか、4施設の資産調査の実施、法適化に向けた支援業務の委託を行います。次に、水道事業についてですが、令和3年度から生活基盤施設耐震化等交付金事業によって、町内で有収率の低い布施地区、市木地区、日和地区の老朽配水管更新のための測量設計を実施します。更新工事は、令和4年度から行う計画となっております。また、令和3年4月から水道料金、下水道使用料のコンビニ収納を開始いたします。以上、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げましたが、今まで以上に町民との対話を大事にし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を傾注してまいり所存でございます。何卒、議員各位と町民の皆様の、率直な御意見と御指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に提案致します議案は、人事案1件、条例案15件、補正予算案6件、当初予算案7件、その他の案件12件、合せて41件としております。何卒、慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●山中議長（山中康樹） 以上で、町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 教育方針

●山中議長（山中康樹） 日程第4、教育方針。これより教育長に教育方針を行っていただきます。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 令和3年3月定例議会にあたり、令和3年度邑南町教育行政の方針と主な施策について申し上げ、皆様方の御理解と御支援をいただきたいと思います。はじめに、地域と学校とが一体となって子どもたちを育てる取組について申し上げます。その1つは、「地域とともにある学校づくり」の推進です。「地域とともにある学校づくり」とは、それぞれの校区で育てたい子ども像を明らかにし、またそれを共有した上で、学校と地域とが一体となって取り組む教育的な活動を言います。子どもたちがどんな人間に、またどんな隣人に育てて欲しいのかは、子育て中の皆さんと同様に、地域の皆さんにも関心の高いことだと思います。それは私たちの地域や町の未来が、子どもたちの肩にかかっているからです。私たちの生きていくこれからの地域や社会は、多くの困難課題を抱える社会です。困難な課題、答えの無い課題の解決のためには、これまでのような単なる知識は通用しません。解決のための情報を集め、多様な人と協働し、新たな考えを創り出し、それを活用していく力が地域でも社会でも必要になっています。このような力を育てていくことは子どもたちのためでもあり、多くの課題を抱える私たちの地域や社会のためでもあります。私たちの暮らす地域には、多くの解決すべき課題があり、学校にはない多様な大人の存在があります。地域の大人が子どもたちに主体的に関わることによって、これから生きていく力を育て、その成果は、学校と地域との共有の財産となるはずですが、こうした考えから教育委員会では、「地域とともにある学校づくり」を進めています。令和元年度には、たくさんの皆様にお集まりいただき町全体での話し合いを3回にわたって行いました。令和2年度には、羽須美中校区、瑞穂小校区、日貫小校区においてそれぞれモデル的に進めています。令和3年度はこの取り組みを一層広げていきたいと考えています。まずは、地域、保護者、学校教職員の多くの皆さんが話し合いの輪に加わっていただき、どんな子どもたちに、どんな私たちの隣人に育てて欲しいのかを共有していただきたいと思います。もう1つは、「小さいこと」を生かした学校づくりです。町内の学校は県内外の統合した学校に比べれば、規模の大小を問わずいずれの学校も小さい学校です。異年齢の子どもたち同士の関わり合い、先生と子どもとの関わり合い、地域との関わり合い、それらが圧倒的に大規模の学校との違いであり、有利性です。こらからの社会を生きていくためのコミュニケーション能力や多様な他者と協働して解決していく力を地域とともに育てるのに相応しい規模だと考えます。もちろん小さければ良いというわけではありません。小さいことを最大限活かした質の高い教育活動がより大切と



なります。国内外の小規模校とインターネットなどを介して取組の交流を図るなど、よりよい小さい学校づくりの支援を進めていきます。次に、学校教育について申し上げます。これから生きていく子どもたちを待ち受けている社会は、予測困難な不透明な社会であり、国際化や情報化が一層速い速度で進んでいきます。また、今後10年間の取組が岐路と言われる気候問題も大きな課題の1つです。こうした社会の中で豊かに、確かに生きていく力、そしてよりよい社会を創り出していく力を育てて行くことが大きな課題です。それは、「地域ともにある学校づくり」で話し合われる大切なテーマの1つでもあると考えます。これからを職業人としてだけでなく、地域の一員として長い人生を生きていく子どもたちの拠り所となるのは、困難なことにも挑戦できる自己肯定感と課題を見つけ、他の様々な人と協働し、課題解決に粘り強く取り組む力です。自己肯定感、家庭や学校、地域の中で認められているという思いの積み重ねによって培われます。学校・家庭・地域での様々な関わりの中で大切にしていきたいと考えます。また、協働による課題解決力は、学校での日々の暮らし、とりわけ、自分と違う意見も大切にし、考えを言い合ひまた聞き合ひ、よりよい考えを協働して見つけ出すような学習活動の中で身につけることができます。教育委員会では、こうした考えから従前より、専任講師の指導による学び合う授業づくりを推進してきました。この取組を継続していきます。また、授業時間をコミュニケーションを図る学び合う時間として集約する授業のあり方の研究や自学できる力の育成を進めます。こうした学び合う学習を基盤にしながら、すべての学習の基礎となる読解力や筋道を立てて考える力、論理的思考力を全教科の学習を通して育てます。とくに人工知能の進化が著しい中で、子どもたちの読解力の必要性が一層求められます。そのため、小学校1年生から言葉に関心を持たせる辞書引き学習を継続します。また、読解力テストを実施し、国や県の学習状況調査結果との相関を調べ、指導に生かしていきます。今年度、学校のどこからでもインターネットにつながれる環境を整え、子どもたち1人に1台の情報端末機器、タブレットの整備を行いました。タブレットは、自分の考えをまとめたり、個人やグループの考えを学級のみならず一斉に、早く伝えたりすることができる道具でもあります。授業での効果的な活用を図っていきます。また、これまで進めてきました、課題の設定・情報収集・考えを創る・表現するといった情報活用教育の一環としての活用を進めるとともに数校をモデル校に指定し、多様な活用方法を実践的に研究していきます。このようにして学校で身につけた力がよりよい地域社会を創ることにつながっていくためにも、地域との協働が必要です。地域の大人や課題との出会いは、課題解決力をつけるだけでなく、ふるさとへの愛着を育てます。そして、何のために学ぶのか、どんな大人になりたいのかにつながり、学ぶエネルギーに変わるはずで、ふるさとから学んだことは「おおなんドリーム学びの集い」で発表します。地域の皆さんの一層の御協力をお願いいたします。また、歌をとおした小学生の英語発音支援や中1花まる数学教室のモデル実施、英語辞書引き学習研究協力などの事業を計画しています。気候変動問題にも各教科などを通し、横断的な学びの計画により取組を進めていきます。次に、安心して学

び、暮らせる学校づくりについて申し上げます。子どもたちがこれから生きていく力を付けたり、それぞれが持っている可能性を伸ばしたりするために家庭や学校は、安心して暮らせる場所でなければなりません。学校における最大の教育環境は、教職員です。子どもたちの安心感をつくり出すためには、「なぜ、学校を休みがちなのか。なぜ、学びの力をつけることができないのか。なぜ、友だちとのトラブルが絶えないのか」など1人ひとりの子どもたちの暮らしや学びの姿に真摯に向かい合う教職員の力が必要です。また同時に、学級や学校で起きる人間関係のトラブルや様々な問題の解決をとおして、子どもたちに人とつながる力や社会を生きていく力をつけることが大切です。こうした子どもの姿を見る確かな眼や子どもたちをつなぐ指導力が教職員に求められます。学級づくりや多様性教育セミナーなどの研修を継続実施するとともに校内体制の充実を図っていきます。特にいじめを防止するために、子どもたちがいじめの「傍観者」にならないための学習を重点的に進めていきます。また、様々な支援が必要な子どもたちを支えるために生活支援員、学習支援員を配置するとともにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。また、たけのこ学級との連携の強化を図ります。次に、社会教育の推進について申し上げます。私たちは、新型コロナウイルスの感染の広がりから、集うことを制約されています。このことから2つのことに気づかされました。その1つは、集まらなくても学べることです。インターネット環境が整えられ、活用技術を身につければ場所を問わず、どこでも学んだりコミュニケーションをとったりすることができます。公民館のインターネット環境が今年度整備されました。これまで子育てに忙しく参加できにくかった人や移動することが難しかった人たちへのインターネットを介した参加のあり方を検討し、事業を進めていきます。気づかされたもう1つのことは、集うことの大切さについてです。当たり前のように考えていた「集い活動する」ことの意義の再認識です。仮に、再び「集うこと・活動する」ことができないとしたら、私たちの町がどんな町になるのかを想像してみてください。私たち大人の学びは、単に知識や情報を得るためだけではありません。集うこと、活動すること自体が学びでもあります。公民館は、身近な「集い、活動する」場所です。また、地域の皆さん自身が自分の住む地域コミュニティを互いに協力しながら経営していく力を身につける場所です。議論を重ね、求める地域のあり方を実現していく、活動の担い手になる場所でもあります。課題を自分たちのこととして受け止め、解決のために活動できる人が、地域に多く育つことにより、よりよい地域をつくることは可能です。そのためには、まずは互いに信頼し合う関係が地域には必要です。そして解決のためのワークショップなどの手法を学ぶことも大切です。こうしたつながりづくりや解決の手法を身につけることが社会教育の営みであり、社会教育でしかできない仕事です。このことを再認識し、講座主義に陥ることなく活動を展開していきます。平成30年にこれからの公民館活動のあり方を「行政と住民の協働づくりの場」とし、活動に取り組むこととしています。また、令和3年度から地区別戦略の発展事業が始まることとなっています。そのいずれについても、地域の皆さんが議論を重ね、合意形成を図るこ

とが大切となります。公民館は、直接的、間接的な手法により地域課題解決を担う当事者意識をもった人を育てることを大切にして取組を進めていきます。これらの取組を進めていくために「島根を創る人づくり」推進事業の活用や同じ課題を掲げる公民館同士の連携・協働の強化を図ります。とりわけ公民館との関わりの少ない中高生や若い女性の活動の場を工夫することが、今後の当事者を育てることにつながることから重点的に取組を進めていきます。また、地域主体による子どもたちへの関わりとして、地域学校の取組を進めてきました。「より働きかけた者が、より働きかけられる」という教育の大原則に基づき、実践交流会の継続開催により一層充実した取組になるよう支援していきます。次に、共生社会の実現について申し上げます。東京パラリンピックにおけるフィンランドゴールボールチーム合宿誘致は、視覚障がい者だけでなく、だれもの人権が保障される共生社会の実現をめざすものです。これからの社会は、多様な人たちとの協働が求められる社会です。性別や障がいの有無、国籍など様々な立場の違う人の考えも大切にしながら地域づくりなどを進めていくことが一層大切になります。多様性を認め合う邑南町にしていくための学びや活動を継続し、共生社会の実現に向け一層努めていきます。この5月に予定していますフィンランドチームの合宿・交流は、世界のコロナウィルス感染の状況など総合的な見地から、3月末までに実施の可否について判断します。仮に、5月に実施ができなかった場合でも、ワクチン接種などが進み、安心して交流活動ができるような時期まで延期し、是非とも実施したいと考えています。また継続してきました、中高生の交流派遣事業についても、同様に感染状況などを踏まえ判断をします。合宿の可否にかかわらず、フィンランドと町内の学校やフィンランド協会とがインターネットを介した、文化交流活動を進めていけるよう支援していきます。全国で新型コロナウイルスの感染による人権侵害が止まりません。邑南町では学校や公民館において「大丈夫、みんなで支えるから」の反差別の取組を進めています。新型コロナウイルス感染による誹謗中傷や差別は、あってはならない行為です。これまでの人権教育の成果が問われていると考え、取組を再点検し一層の充実を図っていきます。また今年度実施しました、町民の人権に関する意識調査結果の分析を踏まえ、様々な人権課題への取組を推進していきます。次に、文化財の保存と活用、環境教育の推進について申し上げます。久喜銀山の国史跡指定をめざした取組を進めてきました。この1月に文化庁の審議会に調査結果を提出し、審査結果を待っている状況です。国の史跡に指定されればその保存活用計画の策定が求められます。保存活用計画策定にあたっては、まずは町民の皆さんが久喜銀山の歴史的価値を理解し、誇りを持ってもらえるよう講座開設など、その周知に努めます。そして同時に地元をはじめ多くの皆さん方に関わって頂き、計画を策定するための準備を進めていきます。また、あわせて縄手吹所跡などの発掘調査を行います。邑南町では、ハンザケに代表されるように豊かな自然環境の保護を大切にしてきました。今、世界で気候変動が大きな問題となっています。学校教育の取組でも述べましたが、今後10年間の取組が鍵を握ると言われています。次代を担う子どもたちとともに私たち大人がまずは正しく理解した上で、身近なことから取組を

進めていけるよう環境問題学習を展開していきます。最後に、施設の改築、修繕等について申し上げます。石見中学校改築事業を進めています。新年度早々にもワークショップを開催し、この6月までに基本設計を完了するよう計画しています。基本設計に続き、実施設計業務に入る計画としています。町内にある2つの給食調理場は、それぞれ施設設備の修繕等が必要な箇所が増えています。給食審議会を継続開催し、給食調理場のあり方の検討を進めていきます。以上、令和3年度の教育行政の概要について申し上げます。今後とも、議員の皆様をはじめ町民の皆様方の御理解と御支援をいただきますようお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、教育方針は終了いたしました。

●山中議長（山中康樹） ここで、休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時55分とさせていただきます。

—— 午前 10時 42分 休憩 ——

—— 午前 10時 55分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第5 行政報告

●山中議長（山中康樹） 再開いたします。日程第5、行政報告。行政報告。町長の行政報告及び諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 報告事項

●山中議長（山中康樹） 日程第6、報告事項。報告第1号、専決処分の報告について、報告第2号、専決処分の報告について、報告第3号、例月現金出納検査結果報告について、報告第4号、令和2年度定期監査報告について、以上、4件について、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、御了承ください。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長（山中康樹） 日程第7、先議といたしまして、議案第5号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第5号の提案理由を御説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめ・体罰など子どもに関する問題、高齢者や障がいのある人に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を、法務大臣に対し推薦するために、議会に意見を求めるものでございます。議案第5号において、推薦につき、意見を求めようとする高橋雄二氏につきましては、平成30年7月1日から、人権擁護委員として御活躍いただいております。この度、令和3年6月30日に任期満了を迎えられるにあたり、引き続きその手腕を発揮していただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、質疑に入ります。議案第5号に対する質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第5号に対する質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、討論、採決に入ります。議案第5号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案

第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、議案第5号人権擁護委員候補者の推薦につきましても、意見無しとして答申することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案の上程、説明  
(議案第6号から議案第11号)

●山中議長(山中康樹) 日程第8、議案の上程、説明に入ります。はじめに、議案第6号、指定管理者の指定について、議案第7号、指定管理者の指定について、議案第8号、指定管理者の指定について、議案第9号、指定管理者の指定について、議案第10号、指定管理者の指定について、議案第11号、指定管理者の指定について、までの6議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

(議案第6号から議案第11号)

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第6号から議案第11号までの提案理由を御説明申しあげます。議案第6号から議案第11号は、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第6号、堆肥化処理施設茅場処理場の指定管理者を「有限会社 山本産業」に指定しようとするものでございます。次に、議案第7号、堆肥化処理施設基幹処理場の指定管理者を「島根県農業協同組合」に指定しようとするものでございます。次に、議案第8号、邑南町育苗施設の指定管理者を「島根県農業協同組合」に指定しようとするものでございます。次に、議案第9号、邑南町農林水産物集出荷貯蔵施設の指定管理者を「島根県農業協同組合」に指定しようとするものでございます。次に、議案第10号、邑南町木質バイオマスチップ製造施設の指定管理者を「島根県森林組合連合会」に指定しようとするものでございます。次に、議案第11号、邑南町青少年旅行村の指定管理者を「邑南リゾート」に指定しようとするものでございます。

(議案第12号)

●山中議長(山中康樹) つづきまして、議案第12号、指定管理者の指定についてを上程いたします。ここで、中村議員の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第12号につきましては、中村議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方

自治法第117条の規定によって除斥したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、中村議員を除斥することに決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

(除斥議員退場)

●山中議長(山中康樹) それでは、提出者からの提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

(議案第12号)

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第12号の提案理由を御説明申しあげます。議案第12号、邑南町三江線鉄道公園の指定管理者を「特定非営利活動法人 江の川鐵道」に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

●山中議長(山中康樹) 議案第12号についての説明が終わりましたので、中村議員の除斥を解きます、中村議員の入場を求めます。

(除斥議員入場)

●山中議長(山中康樹) つづきまして、議案第13号、指定管理者の指定について、議案第14号、邑南町課設置条例の一部改正について、議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正について、議案第16号、邑南町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、議案第17号、邑南町手数料徴収条例の一部改正について、議案第18号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について、議案第19号、邑南町斎場条例の一部改正について、議案第20号、邑南町道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第21号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第22号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について、議案第23号、邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について、議案第24号、邑南町日本一の子育て村推進基金条例の一部改正について、議案第25号、邑南町研修施設条例の一部改正について、議案第26号、邑南町香賓館条例の廃止について、議案第27号、邑南町地域福祉基金条例の廃止について、議案第28号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第29号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について、議案第30号、町道路線の廃止について、議案第31号、町道路線の認定について、議案第32号、工事請負

契約の変更契約の締結について、議案第33号、令和2年度邑南町一般会計補正予算第14号について、議案第34号、令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について、議案第35号、令和2年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について、議案第36号、令和2年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について、議案第37号、令和2年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第38号、令和2年度邑南町水道事業会計補正予算第5号について、議案第39号、令和3年度邑南町一般会計予算について、議案第40号、令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第41号、令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、議案第42号、令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第43号、令和3年度邑南町下水道事業特別会計予算について、議案第44号、令和3年度邑南町電気通信事業特別会計予算について、議案第45号、令和3年度邑南町水道事業会計予算について、以上、33議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます



(議案第13号から議案第45号)

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第13号の提案理由を御説明申し上げます。議案第13号、阿須那公民館戸河内分館の指定管理者を「戸河内振興会」に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。議案第14号から議案第25号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第14号から議案第25号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第14号、邑南町課設置条例の一部改正についてでございますが、これは、機構改革により課の新設及び、廃止に伴う改正でございます。次に、議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてでございますが、これはサービス内容の変更に伴う改正でございます。次に、議案第16号、邑南町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、これは、審議内容に期末手当の額を追加することに伴う改正でございます。次に、議案第17号、邑南町手数料徴収条例の一部改正についてでございますが、これは、マイナンバーを証明するための通知カード発行事務が、廃止されたことに伴う改正でございます。次に、議案第18号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正についてでございますが、これは、診療に係る使用料及び、手数料の項目の変更に伴う改正でございます。次に、議案第19号、邑南町斎場条例の一部改正についてでございますが、これは、斎場の運用変更に伴う改正でございます。次に、議案第20号、邑南町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、これは、道路法施行令等の改正に伴う改正でございます。次に、議案第21号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、町営住宅 根布団地の新築に伴う改正でございます。次に、議案第22号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは、基金額の変更に伴う改正でございます。次に、議案第23号、邑南町自治会館、多目的集会所及



び農村公園条例の一部改正についてでございますが、これは、市木農村公園の廃止に伴う改正でございます。次に、議案第24号、邑南町日本一の子育て村推進基金条例の一部改正についてでございますが、これは、文言の変更に伴う改正でございます。次に、議案第25号、邑南町研修施設条例の一部改正についてでございますが、これは、研修施設の追加に伴う改正でございます。議案第26号及び議案第27号の提案理由を御説明申し上げます。議案第26号及び議案第27号は、条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第26号、邑南町香賓館条例の廃止についてでございますが、これは、施設の用途変更に伴い、条例を廃止するものでございます。次に、議案第27号、邑南町地域福祉基金条例の廃止についてでございますが、これは、基金の廃止に伴い、条例を廃止するものでございます。議案第28号の提案理由を御説明申し上げます。議案第28号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。議案第29号の提案理由を御説明申し上げます。議案第29号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてでございますが、これは、地域保健福祉計画の一部の計画期間が満了することに伴い、計画の一部を変更しようとするものでございます。議案第30号及び議案第31号の提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第30号、町道路線の廃止についてでございますが、これは、町道1路線を廃止しようとするものでございます。次に、議案第31号、町道路線の認定についてでございますが、これは、新規に3路線を認定しようとするものでございます。議案第32号の提案理由を御説明申し上げます。議案第32号、工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。これは、邑南町防災情報伝達システム整備工事にかかる、工事請負契約の変更契約について、議会の議決を求めるものでございます。既に相手方と仮変更契約を結んでおりますので、御審議のほど宜しくお願いします。議案第33号から議案第38号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第33号、令和2年度邑南町一般会計補正予算第14号は、歳入歳出それぞれ、1億2,685万2,000円を減額するものでございます。次に、議案第34号、令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ、60万5,000円を減額するものでございます。次に、議案第35号、令和2年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ46万2,000円を減額するものでございます。次に、議案第36号、令和2年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ103万4,000円を追加するものでございます。次に、議案第37号、令和2年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ9万円を減額するものでございます。次に、議案第38号、令和2年度邑南町水道事業会計補正予算第5号は、収益的支出の水道事業費用の減額、資本的収入の減額、資本的支出の減額を行うものでございます。議案第39号から議案第45号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第39号、令和3年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ123億2,000万円とするものでございます。次に、議案第40号、令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ13億7,100万円とするものでございます。次に、議案第41号、令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞ

れ1億100万円とするものでございます。次に、議案第42号、令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億9,500万円とするものでございます。次に、議案第43号、令和3年度邑南町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9億2,800万円とするものでございます。次に、議案第44号、令和3年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億700万円とするものでございます。次に、議案第45号、令和3年度邑南町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額4億4,598万7,000円、支出総額4億2,528万2,000円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額2億8,142万6,000円、支出総額4億5,691万3,000円を見込み計上し、収入不足額1億7,548万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び、当年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしたところです。議案の詳細につきましては、お手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますので御確認ください。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、すべて終了いたしました。



#### 日程第9 請願文書表

●山中議長（山中康樹） 日程第9、請願文書表を議題といたします。本定例会までに受理した請願は、お手元に配布しております請願文書表のとおりでございます。請願第1号につきましては、産業建設常任委員会に付託しましたので報告いたします。



#### 散会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員